



## Contents

### 特許侵害

#### サポート要件違反があったとした原審の判断を覆し、 控訴人の請求を一部認容した事例

知財高裁(1部)令和3年11月29日判決〔セルロース粉末事件〕

### 審決取消

#### 特許法2条1項の「発明」該当性が争われた事例

知財高裁(4部)令和3年12月20日判決〔カット手法の分析方法事件〕

### 商標

#### VEGASとの商標について商標法3条1項3号の該当性が争われた事例

知財高裁(4部)令和3年12月20日判決〔VEGAS事件〕

### 著作権

#### 応用美術の著作物性判断～タコの滑り台事件控訴審判決～

知財高裁(1部)令和3年12月8日判決〔タコの滑り台事件(控訴審)〕

事務所 *News*

セミナーのご案内

## 特許侵害

サポート要件違反があったとした原審の判断を覆し、  
控訴人の請求を一部認容した事例岩崎 翔太  
PROFILEはこちら

知財高裁(1部)令和3年11月29日判決(令和2年(ネ)第10029号)裁判所ウェブサイト〔セルロース粉末事件〕

裁判例はこちら

## 1 事案の概要

本件は、発明の名称を「セルロース粉末」とする特許(特許第5110757号。「本件特許」)の特許権者である控訴人(一番原告)Xが、被控訴人(一番被告)Yによるセルロース粉末の製造販売が本件特許を侵害するとして、製造等の差止・廃棄及び損害賠償請求をした事案です。

原審(東京地裁(46部)令和2年3月26日判決)は、本件特許には特許法36条6項1号所定のサポート要件に違反する無効理由があるとしてXの請求をいずれも棄却したのに対し、知財高裁は、サポート要件違反はないとして原審の判断を覆しXの請求を一部認容しました。

本件の争点は多岐にわたりますが、本稿では、原審と知財高裁とで判断が分かれたサポート要件違反に関する判示内容をご紹介します。なお、原審は弊所知財ニュースレター2020年7月号でご紹介した裁判例となりますので、[原審の記事](#)についてもご覧いただけましたら幸いです。

## 2 本件特許の概要

本件特許は、医薬品等に使用される圧縮成形用賦形剤に用いられるセルロース粉末について、成形性、流動性及び崩壊性の諸性質をバランスよく併せ持たせる観点から、セルロース粉末の粉体物性を特定範囲に制御することを内容とするもので、本件発明1の構成要件は、以下のとおりです(本件発明2以降は、以下の数値が変動したものであり、判旨引用部分では、「本件各発明」との表記も用いています。)

- 1A:天然セルロース質物質の加水分解によって得られるセルロース粉末であって、  
 1B:平均重合度が150～450、  
 1C:75 $\mu$ m以下の粒子の平均L/D(長径短径比)が2.0～4.5、  
 1D:平均粒子径が20～250 $\mu$ m、

- 1E:見掛け比容積が4.0～7.0 $\text{cm}^3/\text{g}$ 、  
 1F:見掛けタッピング比容積が2.4～4.5 $\text{cm}^3/\text{g}$ 、  
 1G:安息角が54°以下のセルロース粉末であり、  
 1H:該平均重合度が、該セルロース粉末を塩酸2.5N、15分間煮沸して加水分解させた後、粘度法により測定されるレベルオフ重合度より5～300高いことを特徴とする  
 1I:セルロース粉末。

## 3 サポート要件違反に関する原審の判断内容

構成要件1H(該平均重合度が、該セルロース粉末を塩酸2.5N、15分間煮沸して加水分解させた後、粘度法により測定されるレベルオフ重合度より5～300高いことを特徴とする)には、天然セルロース質物質を加水分解して得られたセルロース粉末(構成要件1A)についての「レベルオフ重合度」の記載があるのに対し、本件各発明の実施例においては、天然セルロース質物質のレベルオフ重合度のみが記載され、本件セルロース粉末のレベルオフ重合度が記載されていませんでした。そのため、本件では、発明の詳細な説明において、本件セルロース粉末のレベルオフ重合度の記載がない(本件各発明の記載がない)としてサポート要件違反が争点となりました。

この点、Xは、優先日当時、「天然セルロース質物質からセルロース粉末という加水分解過程を経てもレベルオフ重合度に変化しない」という技術常識があったことから、実施例に天然セルロース質物質のレベルオフ重合度しか記載されていないとしても本件セルロース粉末のレベルオフ重合度は理解することができる等の主張を行いましたが、原審は、明細書でも引用されている論文(BATTISTA論文)において、天然セルロース質物質からセルロース粉末への加水分解過程を経ることでレベルオフ重合度が低下することが予想される等と記載されていたことを理由として、天然セルロース質物質と、それを温和な条件

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

で加水分解して生成された本件セルロース粉末とが同じレベルオフ重合度であるという技術常識であったと認めるに足りる証拠はないと判示し、結論としてサポート要件違反を肯定しました(すなわち、本件特許は、サポート要件違反により無効との判断がなされました)。

なお、Xは、天然セルロース質物質と本件セルロース粉末のレベルオフ重合度が同一となる実験結果を提出しましたが、優先日当時の技術常識には影響を与えないと判断しました。

#### 4 サポート要件違反に関する知財高裁の判断内容

これに対して、知財高裁は、原審と同じ証拠を前提に、以下のとおり、優先日当時の技術常識を認定した上、原審が認定しなかった技術常識を認定した理由についても言及しました。

- 「①「レベルオフ重合度」とは、セルロースを酸加水分解すると、その重合度は、酸加水分解初期に急激に200-300に低下した後ほぼ一定になり、このほぼ一定になった重合度を意味すること、②原料セルロースは、酸加水分解時に、原料セルロースの非結晶部分は酸で分解されやすいが、結晶部分は分解されずに残り、この分解されずに残った部分の化学構造と結晶構造は、原料セルロースのままであり、分解されずに残った部分の結晶領域の長さが「レベルオフ重合度」に対応することは、技術常識であったことが認められる。」
- (原審が認定したBATTISTA論文の記載については)確かに、「BATTISTA論文には、「図6のA部に図示されたメカニズムに従って加水分解された微細構造が、続いて図6のB部に提案したメカニズムを支持する過酷な加水分解条件に付されるなら、A部に図示したメカニズムだけに従った場合や、B部に図示したメカニズムに直接従った場合より、水和セルロース残渣の平均基本レベルオフ重合度と重量減少が低下すると予想し得る。」・・・との記載がある。」
- 「しかし、・・・BATTISTA論文の11年後に発行された・・・特許公報である甲64には、「セルロース系材料に対する酸の加水分解処置から得られるセルロースは、時間の経過により、実質的に一定の分子量に達する。レベルオフD.P.セルロースは、元のセルロース系材料に主として依存し、加水分解条件の過酷さに依存する程度はより少ない。」などと記載

されていることに加え、その他2つの文献にも同趣旨の記載があることを踏まえると、「優先日当時、加水分解により分解されずに残った部分の化学構造と結晶構造は、原料セルロースのままであり、その結晶領域の長さが「レベルオフ重合度」に対応することが技術常識であったとの前記認定を左右するものではない。」

その上で、知財高裁は、サポート要件について以下のとおり判示し、結論としてサポート要件違反が無いとの判断を示しました。

- 優先日当時は、上記認定した「技術常識であったことを踏まえると、本件明細書の上記実施例及び比較例記載のセルロース粉末のレベルオフ重合度は、天然セルロース質物質のレベルオフ重合度とおおむね等しいものと理解できる。」
- 「したがって、当業者は、本件明細書の発明の詳細な説明の記載及び本件出願時の技術常識から、実施例2ないし7のセルロース粉末は、本件発明1の課題を解決できると認識できるものと認められる。」

#### 5 まとめ

本件では、上記のとおり、優先日当時の技術常識に関する判断が異なったために、原審と知財高裁とで結論が分かれました。原審では、知財高裁が技術常識の認定根拠とした3つの文献のうち、1つの文献が証拠として提出されていましたが、BATTISTA論文の記載内容を覆すほど決定的な内容ではなく、天然セルロース質物質と本件セルロース粉末のレベル重合度が同一であるとの結論には至りませんでした。これに対して、知財高裁では、上記の文献に加え2つの文献が追加されたことで、天然セルロース質物質と本件セルロース粉末のレベル重合度が(おおむね)同一であるとの結論に至りました。

本件は事例判断に過ぎませんが、技術常識の認定判断の一例として実務上も参考となる上、技術常識の認定に際しては、実験結果報告書ではなく優先日当時の文献が重要な証拠となることを改めて示していることからご紹介した次第です。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 審決取消

## 特許法2条1項の「発明」該当性が争われた事例



手代木 啓  
PROFILEはこちら

知財高裁(4部)令和3年12月20日判決(令和3年(行ケ)第10052号)裁判所ウェブサイト〔カット手法の分析方法事件〕

裁判例はこちら

本判決は、発明の名称を「カット手法を分析する方法」とする特許の請求項1に係る発明(「本願発明」)について、特許法2条1項の「発明」に該当しないとして拒絶査定不服審判請求の不成立審決(「本件審決」)を受けた特許権者(X)が、本件審決の取消しを求めた事案です。結論として、知財高裁は、本件審決の判断を支持し、本願発明は特許法上の「発明」に当たらないと判断しました。

本願発明は、分析対象者のヘアスタイルの正面写真、側面写真及び背面写真を分析し、当該分析対象者に使用されているカット手法の分析方法を提供することを目的とするものであり、その分析手法は4つのステップからなります。当該4つのステップについての特許請求の範囲の記載を要約すると以下のとおりです。

- 第1ステップ:分析対象者の写真等から、当該分析対象者の自然乾燥状態のナチュラルストレートのヘアスタイルを推定する。
- 第2ステップ:カット手法を分析する対象となる頭部の領域を選択する。
- 第3ステップ:第1ステップで推定したヘアスタイルを、第2ステップで選択されたセクションについて、当該セクションに適した分析項目により、類型に分類する。
- 第4ステップ:第3ステップにおいて分類された類型にしたがって、どのようなカット手法が採用されていたのかを推定する。

本件審決は、本願発明の上記4つのステップはいずれも人間の精神活動そのものであり、自然法則を利用したものではないとして、特許法上の「発明」に該当しないと判断しました。

これを受けてXは、上記第1ステップは、毛髪に付けられた物理的なウェーブ等を元に戻すという物理的な処理であって自然法則を利用したものであり、また、上記第2ないし第4ステップも

自然乾燥ヘアスタイルの特徴がカット手法と1対1で対応することを利用したものでカットマネキンを使って検証可能であるから自然法則を利用したものであるため、本願発明は特許法上の「発明」に該当するとして、本件審決には取消事由が存在すると主張しました。

これに対して、知財高裁は、まず以下のとおり発明該当性に関する判断について一般的な規範を述べています。

- 特許の対象となる「発明」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」であり(特許法2条1項)、一定の技術的課題の設定、その課題を解決するための技術的手段の採用及びその技術的手段により所期の目的を達成し得るという効果の確認という段階を経て完成されるものであるから、請求項に記載された特許を受けようとする発明が、同法2条1項に規定する「発明」といえるか否かは、前提とする技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成及びその構成から導かれる効果等の技術的意義に照らし、全体として「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するか否かによって判断すべきものである。
- 単なる人の精神活動、意思決定、抽象的な概念や人為的な取り決めは自然法則とはいえず、また、自然法則を利用するものでもないから、特許を受けようとする発明に何らかの技術的手段が提示されているとしても、その技術的意義に照らして全体として考察した結果、その課題解決に当たって、専ら、人の精神活動、意思決定、抽象的な概念や人為的な取り決めそれ自体に向けられ、「自然法則を利用した」ものといえない場合には、同法2条1項の「発明」に該当するとはいえない。

その上で、知財高裁は、本願発明が上記第1ないし第4ステップを順次経ることによって、特定のセクションに採用されているカット手法を分析する方法であり、本願発明の発明特定事項に

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

分析の主体が特定されていないことから、人がこうした分析を行うことが排除されていないと判断しました。そして、概要以下のとおり判示して、Xの主張を退けました。

- 第1ステップについて、これを人が行うことは排除されておらず、本願発明には、人である分析者が、分析対象者の写真を見て、分析者の毛髪の知識や経験を踏まえて、自然乾燥ヘアスタイルを分析者の頭の中で推定することを発明特定事項に含むものであり、仮に、分析者の頭の中で行う分析の過程で利用する毛髪の知識や経験に自然法則が含まれているとしても、分析者の頭の中で完結するステップである以上、分析者の精神活動そのものであって、自然法則を利用したものとはいえない。
- 第2ないし第4ステップについても、これらを人である分析者が行うことは排除されておらず、分析者である人の頭の中で、分析する頭部の領域を選択し、当該領域に適した分析項目の中から分析対象者の自然乾燥ヘアスタイルを分類し、当該分類に対応するカット手法に関する知識を利用してカット手法の分析を行うことを含むものであるから、分析者である人の精神活動そのものであって、自然法則を利用したものとはいえず、カットマネキンでその分析結果の検証が可能であることは上記判断を左右するものではない。

なお、Xは、上記のステップにつき、データベースから分析対象者のヘアスタイルに似たデータを自動抽出することによりほぼ完全自動化でき、また、完全機械化ができることが本願発明の明細書に記載されていることから、本願発明が人間の精神活動そのものであるとの本件審決の判断が誤りであるとも主張していますが、知財高裁は、人である分析者が各ステップを行うことが発明特定事項に含まれている以上、明細書に各ステップの自動化ないし機械化が可能であると開示されていたとしても判断は変わらない旨判示しています。

本判決は、特許法2条1項の「発明」該当性について、その判断手法に関する一般的な規範を示したうえで、特許を受けようとする発明に何らかの技術的手段が提示されているとしても、その過程が全て人の頭の中で完結するものである場合は、人の精神活動そのものであって特許法上の「発明」に該当しない

と判断した事例として実務の参考となりますので、本稿において紹介させていただきます。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

## 商標

## VEGASとの商標について商標法3条1項3号の該当性が争われた事例

廣瀬 崇史

PROFILEはこちら

知財高裁(4部)令和3年12月20日判決(令和3年(行ケ)第10079号)裁判所ウェブサイト(VEGAS事件)

裁判例はこちら

本件訴訟の被告(Y)は「娯楽施設の提供」を含む第41類に属する役務を指定役務とする「VEGAS」の欧文字を横書きした商標(本件商標)の商標権者です。本件訴訟の原告(X)は、本件商標に関し、商標登録無効審判を請求したところ、特許庁は、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(本件審決)をしたことから、Xは本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起しました。

本件審決では、主に次のような理由から、本件商標は指定役務中の「娯楽施設の提供」について商標法3条1項3号<sup>1</sup>に該当するものではないとの判断がされていました。

- ・ Xの提出した証拠をもって、本件商標の登録査定日より前に、我が国において「VEGAS」の語が「ラスベガス」の略称として需要者に広く認識され、普通に使用されていたことを裏付けられるものではない。
- ・ 本件商標は、「娯楽施設の提供」の役務との関係において、役務の提供の場所あるいは役務の質等を直接的に表したもとのとして理解、認識されるとはいえないものであって、これを「娯楽施設の提供」の役務に使用しても、直接的な役務の質等を表示するものとはいえず、自他役務の識別標識としての機能を果たし得る。

本件訴訟において、Xは、国語辞典等に「ベガス(Vegas)」の語がラスベガスの略称として掲載されていること、「ベガス(Vegas)」の語をラスベガスの略称として使用しているウェブサイト記事や新聞記事が多数存在すること等を根拠に、本件商標は、ラスベガスに関連のある役務の提供をすること、すなわち、単に役務の提供の場所、質(内容)、その他の特性、特徴を普通

に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であって、識別標識としての機能を果たし得るものではないと主張しています。

これに対し、知財高裁は、「娯楽施設の提供」の役務についてみても、「ベガス」の語がラスベガスの略称として広く一般に知られていると認めることはできず、ましてや「VEGAS」の語がラスベガスの略称として広く一般に知られているとは認め難いとし、本件商標の商標法3条1項3号の該当性を否定し、Xの請求を棄却しました<sup>2</sup>。主な理由は次のとおりです。

まず、知財高裁は、「VEGAS」や「Vegas」の欧文字が、「ベガス」等の片仮名表記と併記されることなく、単体で「ラスベガス」を意味するものとして辞書や記事等に記載された例は見当たらず、「VEGAS」の語が「ラスベガス」の略称として広く一般に知られているとは認め得ないとしつつ、念のため、「ベガス」の語も念頭に置きつつ、更に検討をしています。

そして、知財高裁は、辞典の記載から「ベガス」の語が有する意味として、ラスベガスの略称が含まれるとしつつ、辞典はその語の内容を示すものにすぎないから、辞典に掲載されているからといって、直ちに、その語が広く一般に知られていることを示すものではないし、辞典はそれぞれに掲載基準が異なるから、ある語がどの辞典に掲載されどの辞典に掲載されていないかや、その語が掲載された辞典の数の多寡によって、直ちに、その語が広く一般に知られているか否かが判明するものでもないとして、実際の用例を考慮することにして、

実際の用例に関し、知財高裁は、全国紙若しくはその地方版、全国誌又はそれらに関係するウェブサイトに「ベガス」がラスベガスの略称として用いられた例が相当数<sup>3</sup>あること認めつ

<sup>1</sup> 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

～省略～

三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状(包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。)、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

<sup>2</sup> なお、Yの「ベガス」(片仮名横書き)との商標に関する審決取消訴訟(令和3(行ケ)10078)についても、本件訴訟と同日に知財高裁の判断が出ており、本件訴訟と類似の理由に基づいて、請求が棄却されています。

<sup>3</sup> 本件商標の出願より40年前の記事も存在していました。

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならずに依頼されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

つ、次の分析をし、「VEGAS」がラスベガスの略称として広く一般に知られているとは認め得ないと認定しています。

- ・ 記事の子細にみると、そのほとんどは、「ベガス」の語が見出しにのみ用いられ、記事本文中では「ベガス」の語ではなく「ラスベガス」の語が用いられている。
- ・ そのほか、ほぼ全てが、記事本文中に「ベガス」の語が国内の地名であることを推知する記載があるか、記事内容が賭博に関する事実を報道する文脈で用いられている。
- ・ 証拠からは、ラスベガスの略称を意味するために「ベガス」の語を単独で用いることが我が国で定着しているものとまでは認め難い(ましてや「VEGAS」が略称として一般に広く知られているとは認め得ない)。

上記に加えて、知財高裁は、無効審判請求の対象役務である「娯楽施設の提供」の役務の関係において「ベガス」の語からなる商標に接した取引者・需要者について、異なる事情が存在するか否かについて検討していますが、次の理由から、商標法3条1項3号に該当性を否定しています。

- ・ 役務が「娯楽施設の提供」である以上、国外の地であるラスベガスがその提供の場所を表すものとは、通常理解され難い。
- ・ 我が国では「ラスベガス」の語と賭博場のイメージとが観念上強固に結び付いているところ、「娯楽施設の提供」の役務の中に「賭博場の提供」の役務は含まれないと解される。
- ・ 取引者・需要者は、「娯楽施設の提供」の役務との関係において「ベガス」の商標に接したとしても、ラスベガスを直ちに想起し、あるいは役務の質や内容がラスベガスに関連のあるものであると理解するとはいえず、「ベガス」の商標は、自他役務の識別標識としての機能を果たし得ないとはいえない。
- ・ 「娯楽施設の提供」の役務において、「ベガス」の語がラスベガスとの関連性を表示するものとして取引上一般に用いられている事情を認めるに足りる証拠はない。

本判決は、事例判決ですが、商標法3条1項3号に該当性に関して、辞書や記事等の証拠の評価方法・内容等が、実務上の参考となるところがあると考えられましたので、紹介した次第です。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 著作権

## 応用美術の著作物性判断～タコの滑り台事件控訴審判決～



古庄 俊哉  
PROFILEはこちら

知財高裁(1部)令和3年12月8日判決(令和3年(ネ)第10044号)著作権侵害控訴事件〔タコの滑り台事件(控訴審)〕

裁判例はこちら

弊所知的財産ニュースレター2022年1月号にて、応用美術の著作物性について判示した、[タコの滑り台事件の第一審判決\(東京地裁\(29部\)令和3年4月28日判決\)](#)をご紹介致しましたが、本稿では、同事件の控訴審判決を取り上げます。

本件は、タコの形状を模した公園の遊具である滑り台(本件X滑り台)が「美術の著作物」(著作権法10条1項4号)に該当するかが主な争点となった事案です。原審は、応用美術のうち、美術工芸品以外のものであっても、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握できるものについては、「美術の著作物」として保護され得るとしたうえで、本件X滑り台は、「美術の著作物」として保護される応用美術とは認められないと判断しました。

知財高裁も原審と同様に、本件X滑り台は美術の著作物に該当しないと判断し、控訴を棄却しました。知財高裁の判断の概要は以下のとおりです。

- 実用に供されることを目的とした作品であって、専ら美的鑑賞を目的とする純粋美術とはいえないものであっても、美的鑑賞の対象となり得るものは、応用美術として、著作権法2条1項1号の「美術」の「範囲に属するもの」と解される。
- 応用美術には、一品製作の美術工芸品と量産される量産品が含まれるところ、著作権法は、同法にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする(著作権法2条2項)と定めているが、美術工芸品以外の応用美術については特段の規定は存在しない。
- 著作権法2条1項1号の著作物の定義規定に鑑みれば、美的鑑賞の対象となり得るものであって、思想又は感情を創作的に表現したものであれば、美術の著作物に含まれると解するのが自然であるから、同条2項は、美術工芸品が美術の著

作物として保護されることを例示した規定であると解される。他方で、応用美術のうち、美術工芸品以外の量産品について、美的鑑賞の対象となり得るというだけで一律に美術の著作物として保護されることになると、実用的な物品の機能を実現するために必要な形状等の構成についても著作権で保護されることになり、当該物品の形状等の利用を過度に制約し、将来の創作活動を阻害することになって、妥当でない。もっとも、このような物品の形状等であっても、視覚を通じて美感を起こさせるものについては、意匠として意匠法によって保護されることが否定されるものではない。

- これらを踏まえると、応用美術のうち、美術工芸品以外のものであっても、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現を備えている部分を把握できるものについては、当該部分を含む作品全体が美術の著作物として、保護され得ると解するのが相当である。
- 本件X滑り台を構成する各部分(タコの頭部を模した部分、タコの足を模した部分、空洞部分)において、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現を備えている部分を把握することはできない。上記各部分の組合せからなる本件X滑り台の全体の形状についても、美的鑑賞の対象となり得るものと認めることはできないし、また、美的特性である創作的表現を備えるものと認めることもできない。

応用美術の著作物性の判断基準につき、知財高判平成27年4月14日判時2267号91頁〔TRIPP TRAPP事件〕においては、美術工芸品に該当しない応用美術であっても、著作権法2条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものについては、「美術の著作物」として、同法上保護されるものと解すべき見解(無制

[次ページへ続く](#) ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。



限説)が採用されました。しかし、同判決後も、本件の原審を含む多くの下級審の裁判例では、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現を備えている部分を把握できるものについては、美術の著作物として保護され得るとする見解(分離可能性説)が採用されており、TRI PP TRAPP事件知財高裁判決の判断基準は必ずしも踏襲されているわけではありません。現に、本件において知財高裁は、TRIPP TRAPP事件知財高裁判決が採用した無制限説ではなく、多くの裁判例が採用している分離可能性説を採用しています。この論点に関する議論は未だ収束していない状況にあり、今後の判例動向を注視する必要があります。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



## 事務所 News

### 当事務所の重富貴光弁護士が、 Chambers Asia Pacific 2022 Intellectual Property: Domestic の弁護士評価において、Band 3 にランクインいたしました

当事務所の重富貴光弁護士は、Chambers Asia Pacific 2022 Intellectual Property: Domesticの弁護士評価において、Band 3にランクインいたしました。

また当事務所は、Chambers Asia Pacific 2022 Intellectual Property: Domesticの分野においてBand 4の評価を得ました。

詳細はChambersのウェブサイトに掲載されております。

Chambers & Partnersのウェブサイトはこちらからご覧いただけます。

### 当事務所の知的財産グループは、 The Legal 500 Asia Pacific 2022において高い評価を得ました

Legalease Ltd が発行する The Legal 500 Asia Pacific の2022年版において、当事務所の知的財産グループは高い評価(Tier 3)を得ました。

関連サイト(The Legal 500 Asia Pacific 2022)はこちらからご覧いただけます。



## セミナーのご案内

オンライン・見逃し視聴あり

### 共同研究開発案件における法的諸問題・実務ポイントの理解 ～産学連携・海外案件を含めて解説～

**日時** 2022年3月14日(月) 12:30～16:30

**講師** 重富貴光

**主催** 株式会社情報機構

**内容** 医薬・化学系分野においては、従来にも増して共同研究開発が盛んに行われるようになり、共同研究開発は、産学連携・海外企業を相手方とする案件を含め、多種多様な類型が存在します。

本セミナーでは、共同研究開発案件について、①案件の進め方・手順②案件を進めるにあたって締結すべき契約書(秘密保持契約・LOI・共同研究開発契約書)作成における留意点③共同研究開発案件で問題となる法的諸問題(成果帰属・権利化・実施条件)④共同研究開発関連紛争処理及び紛争防止のための実務的留意点などを詳しく説明し、共同研究開発案件を円滑・実効的に進めていくためのポイントを解説します。

また、産学連携・海外企業を相手方とする共同研究開発案件に特有の留意事項を指摘し、対応策についても解説します。

セミナーの詳細及び申し込み方法は、こちらをご覧ください。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみによってお伝えされるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。